

暴力が日常的な防衛大学校の実態

佐藤 博文

自衛隊幹部を養成する唯一の「士官学校」である防衛大学校（神奈川県横須賀市）は、2013年から14年にかけて、卒業生4名が懲戒免職、在校生13名が懲戒退校となった保険詐欺事件や、元学生が在校生8名を刑事告訴し、うち3名が略式起訴されて罰金の略式命令を出された暴行いじめ事件を起こし、厳しい社会的批判を浴びた。後者の事件では、被害者の元学

生が13年、上級生から殴る、蹴るの暴行を受け、下半身にアルコールを吹きかけられて火を付けられるといったいじめを受けてストレス障害になり、退学を余儀なくされたとして、翌年8月に傷害容疑などで横浜地検に刑事告訴。さらに16年3月、加害学生8名と学校を相手取り、損害賠償請求訴訟を福岡地裁に起こした。以後、14回の弁論が積み重ねられ、今年2月から6月までに被告学生8名の証人尋問が行なわれたのに続き、10月以降は教官ら学校側の証人尋問が行なわれる予定だ。

来の重大事案」だとして14年8月、「学生間指導事案臨時調査委員会」を設置し、16年2月に「防衛大学校における不適切な学生間指導等に関する調査報告書」を取りまとめた。一例だけ挙げておこう。

下腹部に火をつける

「平成25年6月頃、元学生（4学年）は、学生舎の居室が同じ1学年が電話対応、清掃などにおいて不適切な行為があった際に加算する『粗相ポイント』を精算するとして、1学年5名に対し、乾いたカップ麺を食べさせ、カルピスの原液の一気飲み、腹を踏む、風俗店に行かせて動画を撮らせる等の理不尽な行為を複数回行なった。

せた」



暴力はなくなるのか。防衛大学校の卒業式。2014年3月。（提供/AP-AFLO）

これらが例外的行為ではなく、学校内の日常風景であることが、全学生（1847名）を対象に行なった聴取調査（総括指導教官教育、14年8月実施）の結果から明らかとなった。表1と表2は筆者がまとめたその内容の一部であるが、暴力やいじめが日常的であることを示している。

憲法9条に自衛隊を明記することとは、このような防衛大に憲法上特別の地位を与えることである。本裁判が問いかけるものは実に深刻である。

表1	学年	やった	やられた	見た	聞いた
①口ッカー／引き出し等の中のもの を何度も飛ばす	1	10 (2%)	200 (36%)	150 (27%)	134 (24%)
	2	61 (15%)	179 (45%)	275 (68%)	168 (41%)
	3	91 (22%)	168 (40%)	259 (62%)	170 (41%)
	4	150 (30%)	117 (24%)	308 (63%)	171 (35%)
②エアガンで撃つ	1	0 (0%)	2 (0.4%)	3 (0.5%)	9 (2%)
	2	0 (0%)	32 (8%)	61 (15%)	76 (19%)
	3	1 (0%)	25 (6%)	91 (22%)	148 (35%)
	4	2 (0.4%)	9 (2%)	102 (21%)	67 (14%)
③体毛を燃やす	1	1 (0.2%)	8 (2%)	12 (2%)	115 (21%)
	2	5 (1%)	49 (12%)	140 (34%)	149 (37%)
	3	5 (1%)	55 (13%)	174 (42%)	216 (52%)
	4	22 (4%)	32 (7%)	192 (39%)	190 (39%)

表2	学年	見た	聞いた
①殴る	1	119 (21%)	191 (34%)
	2	200 (49%)	133 (33%)
	3	147 (35%)	217 (52%)
	4	278 (57%)	192 (39%)
②蹴る	1	157 (28%)	138 (25%)
	2	175 (43%)	114 (28%)
	3	150 (36%)	155 (37%)
	4	236 (48%)	137 (28%)
③複数人で 囲んで指導	1	140 (25%)	110 (20%)
	2	156 (38%)	101 (25%)
	3	212 (51%)	181 (43%)
	4	374 (76%)	162 (33%)
④消灯後に 呼び出し	1	262 (47%)	179 (32%)
	2	273 (67%)	178 (44%)
	3	263 (63%)	196 (47%)
	4	326 (66%)	180 (37%)
⑤怒声・罵声を 浴びせる	1	388 (70%)	187 (34%)
	2	21 (5%)	15 (4%)
	3	299 (72%)	216 (52%)
	4	331 (67%)	166 (34%)

ある学生は風俗店に行くことを断ったことから、ある学生（1学年）に見張りをさせた上で、ある学生（1学年）に下半身を露出させ、下腹部にアルコールをかけ、火を点けて火傷を負わせ、その状況がある学生（1学年）に撮影させ、同室のLINEへ動画を投稿さ

さとう ひろふみ・弁護士。